

事 務 連 絡
平成21年3月31日

各都道府県消防防災主管部 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

共同住宅の一部をグループホーム等として用いる場合の取扱いについて

認知症高齢者グループホーム等の小規模な社会福祉施設の防火安全対策に係る消防法施行令の一部を改正する政令等の運用については、消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(平成21年3月31日付け消防予第131号)により通知したところです。

今般、「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」において、中間報告がまとめられました。今後、当該報告を受け、共同住宅の一部をグループホーム等として用いる防火対象物を対象として、法的措置を講じる予定です。

また、中間報告の概要を別添のとおり送付いたしますので、当面における運用上の参考として下さい。

各都道府県消防防災主管部におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

担当 消防庁予防課 鳥枝、塩谷、浅海 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

小規模施設に対応した防火対策に関する検討会報告書（抄）

（平成20年度 小規模施設に対応した防火対策に関する検討会）

3. 2 小規模施設の防火対策に関する主な課題と対応の考え方

3. 2. 2 小規模福祉施設等

(3) 施設形態に応じた防火安全対策の確保

① グループホーム等

ア（略）

イ 共同住宅の一部をグループホーム等として用いる場合の取扱い

共同住宅の一部を認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、障害者ケアホーム・グループホーム等として用いる場合、消防法令上の用途区分が共同住宅（(5)項ロ）から特定複合用途防火対象物（(16)項イ）に変更となるケースがあり（資料「参考7」）、更に付随して自動火災報知設備やスプリンクラー設備の設置を新たに要するケースがある（資料「参考8」）。これら消防用設備等の設置は、他の一般住戸にも及ぶものであり、グループホーム等の円滑な普及に資する観点から、防火安全を確保しつつ、消防法令上の合理的な取扱いが求められている。

現在想定される形態は、認知症高齢者や障害者の共同生活の場として、グループホーム等が住戸単位で組み込まれ、家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入所者数等も他の一般住戸とほぼ同様の状況のものである。したがって、グループホーム等と共同住宅は生活の場としての性格は同様であり、用途の複合化によって雑居ビルのような危険性が生じるおそれは比較的低く、グループホーム等における入所者の避難安全が確保されれば、他の一般住戸についてはグループホーム等が入ることにより危険性が高まることがないと考えられるため、特段の変更を要しないものと考えられる。

これらのことを踏まえ、消防用設備等の設置について、次のような取扱いとすることが適当と考えられる。

(ア) 自動火災報知設備

共同住宅の一部をグループホーム等として用いる特定複合用途防火対象物（(16)項イ）にあつては、自動火災報知設備が必要となる延べ面積300㎡以上のもの（令第21条第1項第3号）について、延べ面積500㎡未満のものであり、かつ、下記a～cに適合する場合には、グループホーム等以外の部分における感知器の設置を要しないこととする。

a グループホーム等とそれ以外の部分（他の住戸、共用部分）は、防火上有効に区画されていること。

b グループホーム等の出口（玄関）は、安全な避難経路（開放性を有する廊下・階段等）に直接通じていること。

c 従業者や世話人の居所が別区画に設けられている場合には、グループホーム等の自動火災報知設備と連動して当該場所にも警報が発せられること。

(イ) スプリンクラー設備

共同住宅の一部をグループホーム等として用いる特定複合用途防火対象物（(16)項イ）にあつては、スプリンクラー設備が必要となる地階を除く階数が11以上のもの（令第12条第1項第3号）について、下記a～dに適合する場合には、10階以下の階におけるスプリンクラー設備の設置を要しないこととする。

a 小規模社会福祉施設として用いられている部分の床面積が一区画当たり100㎡以下であること。

また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。

b 小規模社会福祉施設として用いられている部分が3階以上の階に存する場合には、当該部分を区画する壁及び床が耐火構造となっており、その開口部（屋外に面する窓等を除く。）に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられているものであること。

c 要保護者*の数が一区画当たり4人以下であるものであること。

また、すべての要保護者が、自動火災報知設備の鳴動や周囲からの呼びかけにより火災を覚知することができ、介助者の誘導に従って自立的に歩行避難できるものであること。

* ここでの「要保護者」とは、老人（要介護3以上の者に限る。）、乳児、幼児、身体障害者等（障害程度区分4以上の者に限る。）、知的障害者等（障害程度区分4以上の者に限る。）をいう。

d 改正後の令別表第1（6）項イにあつては、当該施設において従業者等が確保されているものであること。

(ウ) 誘導灯

共同住宅の一部をグループホーム等として用いる特定複合用途防火対象物（(16)項イ）にあつては、前記(ア)a～bに適合する場合には、ケアホーム等以外の部分における誘導灯の設置は共同住宅の例による。

(エ) 特定共同住宅等における消防用設備等

特定共同住宅等（火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして告示基準（平成17年消防庁告示第2号）に適合する共同住宅）の一部をグループホーム等として用いる特定複合用途防火対象物にあつては、グループホーム等以外の部分における消防用設備等は「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号）の例によることとする。

ウ （略）